

出前講座実施要項

1 目的

広く県民の環境学習を推進するため、民間団体等が開催する様々な環境問題に関する学習会等に専門的知識を有する指導者を派遣し出前講座を実施する。

2 主催

公益財団法人 山口県ひとつくり財団

3 実施対象

県、市町、各種団体等が実施する学習会等で下記項目の全てを満たしていること。

- (1) フィールドや施設等を活用し、環境への理解、認識を深め、また、環境に配慮した行動を実践する人を育てることを目的とした講座であること。
- (2) 参加費が無料であること(ただし、食事及び宿泊等の実費徴収は可)。
- (3) 政治、宗教及び営利を目的とするものでないこと。
- (4) 講座の時間は、原則として、1時間以上とすること。
- (5) 参加人員が1講座につき、原則として20人以上とする。
- (6) 事故時の対応等、十分な安全対策がとられていること。

4 内容

団体等が実施する学習会等に指導者を派遣し、環境学習講座を実施する。

5 経費

出前講座に係る経費のうち、指導者の謝金・旅費、消耗品等を予算の範囲内で負担する。

6 実施申込等

出前講座の実施を希望する団体等は、実施日の30日前までに出前講座実施申込書(別紙様式1)を県民学習部環境学習推進センター(以下「センター」という。)に郵送又はFAXにより送付すること。

7 決定通知

出前講座の実施が決定した場合、センターは出前講座決定通知書(別紙様式2)を申請者に速やかに送付する。

8 実施報告書の提出

出前講座が終了した場合、申請者は速やかに出前講座実施報告書(別紙様式3)をセンターに提出すること。

9 その他

- (1) 出前講座の実施が決定した場合、申請者は速やかにセンターと打合せを行うこと。
- (2) 本要項は、平成27年4月1日から施行する。